

アースグループ人権方針

私たちは、企業活動を行ううえで人権の尊重は不可欠であり、全ての企業が果たすべき責任であると理解しています。基本的人権を尊重し、児童労働、強制労働、ハラスメント等、人権を侵害する行為や、人種、民族、国籍、信条、性別、年齢、性的指向・性自認、社会的身分、門地、言語、宗教、政治上その他の意見、財産、障がいの有無、又はこれらに類するいかなる事由による差別も許しません。そのうえで、人権尊重の取組みを推進するため、「アースグループ人権方針」（以下「人権方針」といいます。）を定め、全ての役員・従業員が守るべき規範としてこれを徹底するよう努めます。また、サプライチェーンを含む当社の事業活動に関係する全ての人々の人権リスクを低減するため、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権を尊重するための取組みを継続推進します。

私たちは、「生命（いのち）と暮らしに寄り添い、地球との共生を実現する。」を経営理念とし、世界中の人々の健康と安全で快適な日々の暮らしの実現に真摯に向き合ってきました。私たちは、人権尊重が重要な社会的責任であることを認識し、「アースグループグローバル行動指針」に基づく行動を実践することで、事業活動を通じて生じうる人権課題に対して、自らが人権侵害をしないことに加え、ステークホルダーによる人権侵害を助長しないよう、人権尊重の責任を果たします。

私たちの事業活動において人権に対するコミットメントを実現できるようにするために、人権方針を、アースグループ各社に属する全ての役員・従業員に適用し、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーの皆様にも、人権方針に沿った人権尊重への理解と実践に努めます。

■ 人権に関する国際規範の尊重

私たちは、「世界人権宣言」や国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」など、人権や労働に関する普遍的原則に基づく国連グローバル・コンパクトの10原則を支持し、また国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権尊重の取組みを推進します。私たちは、事業活動を行う全ての国・地域において、自らの業務に関連する法令・ルールを理解し、これを遵守するとともに、当該国・地域の法令・ルールを踏まえて国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

■ ガバナンス

取締役会が人権方針の遵守及びその取組みを監督します。

■ 人権デューデリジェンス等

私たちは、潜在的な影響を含め、事業活動を進める上で顕在化した人権への負の影響を特定、評価、防止、軽減するために、人権デューデリジェンスその他、実効性のあるプロセスを策定実施するよう努めます。

■ ステークホルダーとのエンゲージメント

私たちは、人権尊重の取組みを推進するにあたり、役員、従業員だけでなく、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナー、そして、行政機関、NGO、NPO、地域社会等の、幅広いステークホルダーとの対話を通して、事業活動に関わる人権課題に適切に対応するよう、努めます。

■ 事業活動に関わる人権課題

私たちが特に重視する人権課題は以下の通りです。

・差別、ハラスメントの禁止

私たちは、あらゆる事業活動の場面において、ハラスメントや人種、民族、国籍、信条、性別、年齢、性的指向・性自認、社会的身分又は門地、言語、宗教、政治上その他の意見、財産、強制労働・児童労働、障がいの有無、又はこれに類するいかなる事由による差別も禁止します。また、最低賃金等、法令上の要求事項を遵守するとともに、同一労働・同一賃金を確保するよう、努めます。

・労働時間と賃金

私たちは、適用される法令に従い、従業員の労働時間、休日、休暇、賃金を適切に管理します。

・労働安全衛生、ダイバーシティ・エクイティアンドインクルージョンの尊重

私たちは従業員の健康管理を重要な経営課題に位置づけており、適用される法令に従い、労働災害の防止や安全衛生の確保に努めるとともに、従業員のワークライフバランスを重視し、多様な働き方を認める等、多様な人財が心身ともに健康で意欲的に働ける職場環境整備に取り組めます。

・強制労働・人身取引、児童労働の禁止

私たちは、あらゆる形の強制労働や人身取引、児童労働など人権を侵害する労働慣行を認めません。

・結社の自由と団体交渉権

私たちは、労使関係における従業員の結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

・サプライチェーンにおける影響

私たちは、ビジネスパートナーおよびサプライチェーン全体の把握に努め、私たちの人権方針をサプライヤーと共有します。

・地域社会における影響

私たちは、事業活動を行う地域社会において人権に対する責任ある対応を行います。

■救済・苦情処理メカニズム

私たちは、事業活動により、人権に負の影響を引き起こしたり助長したりすることが明らかになった場合には、適切な手段を通じてその是正に取り組みます。実効性のある救済措置として、内部通報窓口として「スピークアップライン」を社内と社外の2カ所に設置・運用しております。また、通報・相談をしたことによって、通報者・相談者が不利益な取り扱いや職場環境の悪化等のことを受けないように保護します。

■教育、啓発活動

私たちは、全ての役員・従業員が人権方針および人権に関する国際規範に関する理解を深め、事業活動全体において人権の尊重を徹底できるように、継続的な教育・研修を行います。

■モニタリングと情報開示

私たちは、役員・従業員に向けた意識調査を定期的の実施し、企業内徹底状況のモニタリングを行います。また、人権尊重への取り組み及びその進捗状況について、各種報告書やウェブサイト等を通して、ステークホルダーに適切に開示します。

以上、本方針は、アース製薬株式会社取締役会において、2023年11月9日承認されました。

2023年12月1日制定

アース製薬株式会社

代表取締役社長 CEO 川端克宜